



平成27年5月12日

各 位

上場会社名 株式会社 村上開明堂
コード番号 7292 東証第2部
問合せ先 専務取締役管理本部長
吉村 勝行
TEL(054)253-1811

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の当社第72期定時株主総会に、下記のとおり、「定款一部変更」について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第29条(取締役の責任限定)を新設し、現行定款第37条(監査役の責任限定)を変更するものであります。

なお、定款第29条(取締役の責任限定)の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(新 設)	(<u>取締役の責任限定</u>) 第 29 条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役または支配人その他の使用人である者を除く。)</u> との間に、 <u>会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第29条 ～ 第36条 (条文省略)	第30条 ～ 第37条 (現行どおり)
(<u>社外監査役の責任限定</u>) 第 37 条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(<u>監査役の責任限定</u>) 第 38 条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第38条 ～ 第41条 (条文省略)	第39条 ～ 第42条 (現行どおり)

3. 効力発生予定日

平成27年6月26日(金)

以 上